

北教学収第806号
令和2年7月27日

北本市議会
市民の会 様
緑風会 様

北本市教育委員会
教育長 清水 隆

学校における熱中症対策に関する要望書について（回答）

令和2年7月3日付けで提出された「学校における熱中症対策に関する要望書」について、下記のとおり回答します。

記

1 登下校時の水分補給について

先生や通学班班長の許可がないと飲んではいけないと思っている子どももいます。交通安全やマナーに気をつけて、積極的に水分補給をするよう声かけをしてください。

→ 校長会において指示を行い、各学校から児童生徒へ指導しています。

2 登下校時の荷物及び服装について

教科書等を教室に置いて帰る、いわゆる「置き勉強」を推奨するなど、登下校時の荷物のより一層の軽減を図ってください。（平成30年9月6日付け事務連絡「児童生徒の携行品に係る配慮について」参照）。また、ランドセルは背中に熱がこもり熱中症の危険が高まるため、リュックや手提げ袋等による登下校を認めてください。

中学生については、体操服など軽装での登下校を認めるとともに、帽子の着用や日傘の使用を認めてください。

→ 校長会において指示を行い、各学校から児童生徒へ指導しています。

3 冷却グッズの使用について

登下校時に（特に高温・多湿の場合は授業中でも）ハンディ扇風機、冷却シート、うちわ等の冷却グッズを使用することを認めてください。

→ 登下校時の冷却タオルの使用については、校長会において指示を行い、各学校から児童生徒へ指導しています。ハンディ扇風機、うちわ等の使用については安全面や紛失、破損などの問題点から認めておりません。

4 猛暑日等における保護者による送迎について

特に気温が高くなる猛暑日等においては、保護者による車や自転車での送迎を認めてください。また、地域や保護者による登下校時の見守り強化を図ってください。

→ 保護者の判断により行われています。また、登下校の見守りについては、各種団体に見守り強化を依頼します。

5 マスクの着脱について

気温や湿度が高い中でマスクの着用を続けると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることから、暑いと感じたときには、周囲の人との距離を保つことや会話をしないことなどに気をつけながら、自分の判断でマスクを外すように声かけしてください。

→ 校長会において指示を行い、各学校から児童生徒へ指導しています。

6 水筒やペットボトルの携行等について

水筒やペットボトル（スポーツドリンクも可とする）の携行を推奨するとともに、塩飴や塩タブレットの持参を認めてください。また、登下校中だけでなく、授業中や部活動中においても自分の判断（先生の許可不要）で水分・塩分補給するよう声かけしてください。

また、牛乳を運動の直後に摂取することで熱中症のリスクを下げる効果があるとされています（環境省「熱中症環境保健マニュアル 2018」）。水分補給の観点から下校前に飲むことも効果的です。給食の牛乳を摂取するタイミングについて、可能な限り配慮してください。

→ 水筒の持参については、既に年間を通して認めています。ペットボトルは衛生管理上認めていません。水筒の中身については、スポーツドリンクも可としました。授業中や部活動中の水分補給についても校長会において指示を行い、各学校から児童生徒へ指導しています。また、塩飴や塩タブレットの持参については、お菓子類の学校への持ち込み禁止に準じ、不可としています。

なお、運動前、運動中、運動後、下校前には十分な水分補給を行わせていることから、牛乳は給食時に摂取させています。他地域での実施事例等について情報を収集し、研究を進めていきます。

7 エアコンの温度設定について

学校環境衛生基準により教室等の温度は「17℃以上、28℃以下であることが望ましい」とされています。エアコンの設定温度ではなく室温であることを踏まえ、エアコンの温度を適切に設定してください。また、エアコンの寒さが苦手な子どもには膝掛け等の使用を認めてください。

→ エアコンの温度設定については、その日の気温や児童生徒の状態を考慮し、適宜設定しています。体感温度等は個人差があるため、児童生徒には、必要に応じて上着等を使用するよう指導しています。

8 屋外での授業・活動の実施について

体育など屋外での授業や活動は、気温の高い晴れた時に限らず、湿度の高い時も熱中症の危険が高くなることから、負荷の高い運動や活動は避けるなど、十分に気をつけて実施させてください。また、実施する場合には、こまめに水分補給できるように、水筒を携行させてください。

→ 体育的活動については、負荷の軽いものから順に行うように指導しています。屋内、屋外を問わず水筒を携行し、適宜水分補給を行うよう指導しています。

9 熱中症の発症を想定した対策について

万が一、熱中症が発生した場合に直ちに応急処置等の対応ができるよう、教職員全員に対応方法を周知してください。また、発症時に迅速に対応できるように、氷のう、氷、経口補水液等を常備してください。

→ 熱中症に関する応急処置等については、毎年、各校で研修を行うなど、全教職員で確認をしています。氷や保冷剤、経口補水液については、職員室や保健室に常備しています。

10 遠隔授業の早期導入等について

新しい生活様式に対応した授業を実施するためには、遠隔授業の導入が不可欠です。また、新型コロナウイルスやインフルエンザの感染拡大への備えだけでなく、学校や学級での学習が適さない子どもの学習する機会を保障する観点からも、学習を継続できる環境を早期に整備する必要があります。学校における1人1台端末の導入に合わせ、遠隔授業を早期に導入してください。

また、登校することについて不安がある場合は、登校するかどうかを児童生徒や保護者が選択できる登校選択制の導入についても検討してください。

→ 学校における1人1台端末の導入については、令和2年度中に整備できるように準備を進めています。

登校選択制については、実践事例やその成果や課題について確認し、研究を進めていきます。